

財務省告示第七十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項の規定に基づき、平成十四年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 生鮮等牛肉 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量
 - イ 平成十四年度の初日から同年度の第一四半期の末日まで 六万三千五百六十三トン
 - ロ 平成十四年度の初日から同年度の第二四半期の末日まで 十三万七千六百三十二トン
 - ハ 平成十四年度の初日から同年度の第三四半期の末日まで 二十二万千八百七十八トン
- 二 冷凍牛肉 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量
 - イ 平成十四年度の初日から同年度の第一四半期の末日まで 六万七千六百四十トン
 - ロ 平成十四年度の初日から同年度の第二四半期の末日まで 十五万七千二百二十二トン
 - ハ 平成十四年度の初日から同年度の第三四半期の末日まで 二十三万九百二十トン